

各種施策	領土室の取り組み(H25. 2～)
○国際世論形成	
<p>① 海外における情報発信拠点である大使館、領事館等在外公館の態勢強化は喫緊の課題であり、そのため、在外公館長の意識改革を行うとともに、在外公館特に在米公館における情報収集・発信に係る要員の増強、そして予算増額が必要である。 また海外における日本語、日本文化の普及も重要であり、そこで用いる教材は我が国の主張に沿ったものとすべきである。そのため日本語学校ならびに広報文化センター増設等、教員等の増員を図るとともに、海外の大学等内への教育機構の拡充・設置に努めるべきである。 そして、外務省のみならず、全ての公務員が、世論戦の第一線にいるとの自覚を持って行動し、国民の範となるよう努めなければならない。日本の平和的なイメージを押し出しつつ、相手国の違法性を強調していくなど、国際社会の共感を得やすい論点を強調し、戦略的な発信を行っていくこと。</p>	<p>—</p>
<p>② 関係国による国際社会に対する不当かつ独善的な情報発信を静観することは、彼らの行動を一層助長させ、誤った国際世論が醸成されてしまう恐れがあり、関係国の主張に対し、適切かつ迅速な対応をせねばならない。 そのため、在外公館等による任地における関係国の情報発信の状況について、情報収集・分析・報告に努め、官邸・外務本省・大使等による速やかな対応方針を策定し、政府高官や在外公館長等による様々なレベルにおける会談、国際会議における演説、任地のメディアへの出演や寄稿等の各種手段を講じた反論・対策の実施が必要である。</p>	<p>・山本大臣(当時) 平成25年4月・米国、9月・フィリピン、平成26年1月・マレーシア・ベトナム・シンガポール、平成26年7月・英国において、各国の外務大臣等と会談、有力なシンクタンクにおける講演、在留邦人・日系企業の方々と懇談。 ・山谷大臣(当時) 平成27年2月・東京において国際シンポジウムに出席し、有識者と会談。同年5月・米国において、有識者と意見交換。</p>
<p>③ 国際社会における我が国の立場の理解の拡充のため、領土に関するわが国と関係国の主張の違いを対比させ、国際法上かつ歴史的に検証された我が国の正当性を強調していくべきである。 英語をはじめ国連公用語による情報発信が中国や韓国に比べ著しく遅れている現状に鑑み、我が国の領土関係の優良な書籍・論文等の英語、中国語、ロシア語、韓国語に加え国連公用語による外国語訳の出版、活字のみならず写真、地図、図表、根拠データ等を用いた広報資料(冊子、フライヤー等)や政府広報ビデオ等の映像、HP、SNS(ツイッター、フェイスブック、グーグルプラス)等も活用し、多様な媒体を通じた効果的な発信を、政府として推進していくこと。 政府広報ビデオや広報資料については、日本と関係国との主張の違いを対比させ、日本の主張の正当性を強調することにも留意するとともに、パソコンのみならず、スマートフォンにも対応できるようにすること。</p>	<p>・平成26年度より、沖縄、島根の地元を中心に、尖閣諸島及び竹島に関連する資料を調査・収集しデジタル化。 ・平成27年4月、平成26年度調査報告書を日本語・英語で公表。同年8月、平成26年度に調査・収集した資料のうち、約200点を「資料ポータルサイト」で公表。 ・平成28年4月、「資料ポータルサイト」(平成26年度調査分)の英語版を公開、平成27年度調査報告書を日本語・英語で公表。同年8月、平成27年度に調査・収集した資料のうち、約200点を「資料ポータルサイト」で公表。 ・領土・主権(竹島及び尖閣諸島)に関する日本の論文等を英訳・発信(平成27年4月に論文8点、平成28年4月に論文4点を(公財)日本国際問題研究所HPに掲載) ・平成26年1月、スマートフォンにも対応したウェブサイトを立ち上げ、関係府省庁の取組みを紹介。英語版を同年3月に公開。平成27年4月にリニューアル。平成27年6月、尖閣諸島を巡る情勢のページの中国語版、竹島問題に関するページの韓国語版を掲載。</p>
<p>④ 我が国の立場を国際社会で主張していく上で、第三国、特に米国を巻き込んでいくことが重要であり、内外の研究者、シンクタンクとの連携、日本研究者の招聘・派遣等によるシンポジウムやイベント等の開催、海外メディア(特に米国)や雑誌等と連携して積極的に我が国の主張や立場、有識者の意見表明を政府として支援していくこと。 また駐日大使館、外国人特派員協会等への説明を強化するとともに、在外日本人会・日系人会等への広報支援の働きかけを積極的に実施すること。</p>	<p>・平成28年2月・フィリピン、平成28年3月・イギリス及びインドネシアにおいて、我が国の領土・主権をめぐる情勢・課題をテーマとしたシンポジウムを開催(国内シンクタンクが海外シンクタンク等と連携し、日本人有識者を海外に派遣することで、日本の立場に関する的確な発信を実施)。 ・平成28年10月、英国発の情報誌『MONOCLE』社による大臣インタビューを実施。12月号(11月中旬発売)または明年1月号(12月中旬発売)に掲載予定。</p>
<p>⑤ 国際社会に対する発信については、NHKのTV、ラジオ国際放送、通信社の活用が有用であるが、特に中国の海外放送や通信社と比較すると、質的、量的にかなり劣っている。この現実を深刻に受け止め、予算を含め政府として支援を強化し、わが国の領土に関する正しい立場の発信に努めること。</p>	<p>—</p>

	各種施策	領土室の取り組み(H25. 2～)
⑥	<p>効果的情報発信を実施するためには、政府のみならず、民間のコンサルタントやアドバイザーによる調査・助言や政策評価の積極活用を実施すること。 また海外における世論調査の充実とその分析結果に基づく各種施策を継続的に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際政治や対外発信の専門家11名からなる領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会を12回開催。平成25年7月「報告書」のとりまとめ、そのフォローアップとして、平成27年6月新たな「提言」の提出を受け、政府全体でフォローアップ実施中。 ・領土担当大臣の下で、関係府省庁の幹部を集め、7回にわたり、領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議を開催。外務省による動画やパンフレットの公表等、関係府省庁で連携し、様々な内外発信を展開。
○国内啓発		
⑦	<p>政府の北方領土、竹島、尖閣諸島に関する特別世論調査では、若者の領土意識が比較的低いことがわかる。若年層の領土に関する関心と理解を促すために、領土を巡る情勢について分かり易く、問題を身近に感じられるような意識啓発を推進する必要がある。広報コンテンツはもちろん媒体や手法について工夫が必要である。例えば、北方領土については、若者が自分の目で北方領土を見る経験が何よりも問題を身近に感じることができる手法である。また、特に若年層には、例えばツイッターやフェイスブックなどSNSの利用が効果的であり、そして広報資料館の設置等も有用と考える。これら各種手法も駆使した広報啓発を推進していくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月及び平成28年2月、それぞれ福岡市役所ふれあい公園、東京都上野恩賜公園において、アイランドフェアを開催し、物産展とともに、領土・主権に関するジオラマや海図等を活用したパネル展示等を実施。 ・平成28年より、自衛隊基地イベントと連携し、地方都市での領土・主権に関するパネル展示等を3度実施(10月末現在)。 ・「子ども霞が関デー」に竹島・尖閣諸島ブースを出展(平成25年度～) ・領土・主権に関する広報啓発ポスター(竹島・尖閣諸島・北方領土の位置関係を示し且つ、前述3島嶼の位置や写真を入れたポスター)の作成・啓示(都内地下鉄主要駅構内等) ・平成26年1月、ウェブサイトを立ち上げ、関係府省庁の取組みを紹介。英語版を同年3月に公開。平成27年4月にリニューアル。平成27年6月、尖閣諸島を巡る情勢のページの中国語版、竹島問題に関するページの韓国語版を掲載。【再掲】 ・内閣官房ツイッターを利用した、領土対策室実施業務の情報発信。
⑧	<p>学校教育においては、現在、北方領土について学習指導要領に明記されている。一方で、竹島に関する記述については、学習指導要領解説書のみに記載されているものの、尖閣諸島については全く記載されていない現状に鑑み、学習指導要領及び同解説書の改訂を図り、地理、歴史、公民各分野において発達段階に応じ、日本の主張や歴史的経緯とともに必要に応じ関係国の誤りに言及する等領土に関する正しい内容を指導すること。併せて、教科書検定においては、改訂された学習指導要領に基づき、わが国の立場が記載されているか厳格な検定を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領土・主権に関する教育の充実を図るため、小学校、中学校、高等学校の教員等を対象に、領土・主権に関する教員等セミナーを実施(平成26年度～)。北方領土及び竹島をめぐる領土問題並びに尖閣諸島をめぐる情勢について、政府の考え方などを説明するとともに、学校における指導等の在り方を研究協議。
⑨	<p>日常生活の中で、わが国の領土・領海(排他的経済水域含む)に関する認識が深まるようにしていくことが内外世論の啓発に効果的である。北方領土・尖閣諸島・竹島の天気予報を、テレビ・新聞・ネットなどさまざまなメディアを通じて告知することに努め、併せてわが国の領域(全体像、北方領土、竹島、尖閣諸島、南鳥島、沖ノ鳥島、与那国島)が、一目で我が国領域がわかる日本地図の作成、教育現場での活用普及に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の国土全域を表す地図を全国すべての小・中学校等に配布。 ・領土・主権に関する広報啓発ポスター(竹島・尖閣諸島・北方領土の位置関係を示し且つ、前述3島嶼の位置や写真を入れたポスター)の作成・啓示(都内地下鉄主要駅構内等)【再掲】
○その他		
⑩	<p>北方領土に関しては、これまで返還要求運動の核として活動してきた元島民の平均年齢が約79歳となり、高齢化がきわめて進んでいる。返還要求運動の担い手は、元島民の2世3世などの後継者に受け継がれている。元島民や後継者が行う返還要求運動、4島交流等への支援を力強く行うこと。</p>	—
⑪	<p>竹島に関しては、韓国とは、基本的な価値観と利益を共有する重要な隣国として未来志向のパートナーシップを構築していくよう努めると同時に、我が国は国際司法裁判所等への付託を含む平和的な解決を目指していることをアピールしていくことが重要であり、また政府による「竹島の日」式典開催や「竹島の歌」の制定等関係自治体等への支援を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「竹島の日」記念式典に、内閣府大臣政務官が出席。 ・「竹島東京集会」に、内閣府副大臣が出席。 ・「尖閣開拓の日」記念式典に、内閣審議官(領土・主権対策企画調整室長)が出席。 ・石垣市及び隠岐の島町の領土関連施設に対し、資料保存の専門家を派遣。領土関連資料の保全状況の確認、保全策の検討・アドバイスを提供するとともに、保管容器の作成やレプリカの制作等を実施。
⑫	<p>尖閣諸島に関しては、中国の力や国内法の行使による現状変更は許されないことを指摘していくべきである。その為、中国の三戦への反論と効果的対応を自ら速やかに行うと共に、米国や南沙諸島の領有権問題が存在する南シナ海で、中国からの圧迫を受けている東南アジアの関係国とその対応や情報発信での連携を図ること。</p>	—